

令和 2 年 8 月 19 日

# 議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

## 下郷町農業委員会 令和2年8月定例総会議事録

招集年月日	令和2年8月19日					
開催年月日	令和2年8月19日					
召集の場所	下郷町役場正庁					
本日の会議	開会	令和2年8月19日 午後1時30分			議長	渡部 功
	閉会	令和2年8月19日 午後1時54分			議長	渡部 功
応招委員	1番	湯田吉春	2番	星正喜		
	4番	玉川勝久	5番	大竹貫一		
	6番	佐藤行正	7番	星希		
	8番	渡部友之	9番	渡部博行		
	10番	佐藤輝男	11番	渡部功		
不応招委員	なし					
出席委員	1番	湯田吉春	2番	星正喜		
	4番	玉川勝久	6番	佐藤行正		
	7番	星希	8番	渡部友之		
	10番	佐藤輝男	11番	渡部功		
欠席委員	5番	大竹貫一	9番	渡部博行		
議事録署名委員	10番	佐藤輝男	1番	湯田吉春		
農業委員会等に関する法律第32条の規定により報告等のため出席した者の職氏名	農地利用最適化推進委員 星 昭 正		農地利用最適化推進委員 小 山 敏 喜			
本会議に職務のため出席した者の職指名	事務局長 大 竹 浩 二		会計年度任用事務補助員 佐 藤 兼 也			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件名	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 令和2年8月定例総会議事日程

期 日：令和2年8月19日（水）午後1時30分開会

開 会

開 議

会務報告

日程第1 議事録署名委員の指名  
10番 佐藤輝男  
1番 湯田吉春

日程第2 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

日程第3 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長（渡部 功会長） 開会に先立ちまして、ご連絡いたします。

本定例総会終了後に協議検討会を開かせていただきます。

案件につきましては、お手元に配布したとおりでございますのでご協力いただきますようお願いいたします。

お知らせいたします。5番、大竹貫一委員、9番、渡部博行委員より欠席する旨の届出がありました。

本日の会議につきましては脱衣を許可いたします。

また、本日提出いたしました議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について及び議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてにおきまして、この現地調査報告を行っていただくため、最適化推進委員の星 昭正委員及び同じく最適化推進委員の小山敏喜委員に出席いただいておりますのでご報告をいたします。

只今の出席委員は8名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから下郷町農業委員会、令和2年8月定例総会を開会いたします。

これから会議を開きます。（午後1時30分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局から会務の報告を順次行います。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） （会務の報告）

○議長（渡部 功会長） これで会務の報告を終わります。

---

**日程第1 議事録署名委員の指名**

○議長（渡部 功会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、10番、佐藤輝男委員、1番、湯田吉春委員を指名いたします。なお、両委員には、本定例総会における議事録についての署名をお願いいたします。

---

## 日程第2 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

○議長（渡部 功会長） 日程第2、議案第15号 農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明をさせます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） （議案の朗読）

○局長（大竹浩二事務局長） では、議案の説明の方を行います。

まず、町からの諮問がページ2となっております。

続きまして、ページ4をお開きください。

計画書の概要を説明いたします。

利用権設定といたしまして、貸し手4人、借り手1人。その内容につきましては、田が9筆、8,631㎡、畑が1筆、601㎡、合計10筆で、9,232㎡となっております。

続きまして、ページ5をお開きください。

整理番号1、借受者は[REDACTED]、[REDACTED]。貸付者は[REDACTED]、[REDACTED]、同じく[REDACTED]。じゃないな、すいません。[REDACTED]の番地が私の方で間違っておりますので、後程、ご報告申し上げます。

で、[REDACTED]、同じく[REDACTED]、[REDACTED]、そして、[REDACTED]、[REDACTED]の4名です。貸付面積は[REDACTED]が5筆で2,824㎡、[REDACTED]が6筆で3,935㎡、[REDACTED]が4筆で2,175㎡、[REDACTED]が1筆で298㎡、全9,232㎡で5年間の再設定となります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。農用地利用集積計画の内容は基本構想に適合するものであること。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。また、農作業に常時従事すると認められ効率的に利用できること。対象農地の関係権利利用者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

なお、当議案は[REDACTED]が関係する議案になっております。

これにつきましては、農業委員会に関する法律第 24 条の規定、議事参与の制限に基づき議案の採決に参加できませんのでよろしくお願いいたします。

以上第 15 号議案の説明となります。

大変失礼いたしました。

ページ 5 [REDACTED] の住所ですが、[REDACTED] でございます。失礼しました。

すいません。6 ページの資料は、まるっきり私の方でミスですので、これ削除のページとなりますので、よろしくお願い致します。

○議長（渡部 功会長） ただいま事務局から説明がありましたとおり、議案第 15 号は [REDACTED] に関する議案でありますので、農業委員会に関する法律第 24 条における議事参与の制限によりまして、審議開始から終了までの一時退席をお願いいたします。

暫時休議いたします。

（[REDACTED] 退室）

○議長（渡部 功会長） 再開いたします。

続きまして、議案第 15 号についての質疑に入ります。

質疑、ご意見等ございませんか。発言のある方は挙手を願います。ご質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（渡部 功会長） 質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でございますので、議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定についての件は、原案を適正とすることで決定されました。よって、町に対しましてその旨を答申することといたします。

ここで [REDACTED] の入室を許可いたします。

暫時休議いたします。

（[REDACTED] 入室）

---

日程第3 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（渡部 功会長） 再開いたします。

続きまして日程第3、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についての件を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明をさせます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） （議案の朗読）

○局長（大竹浩二事務局長） それでは、資料の8ページをご覧ください。

賃借人は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。賃貸人は■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■であります。

当案件であります、賃貸人の■■■■■■■■■■は、■■■■■■■■■■であり賃借人の■■■■■■■■■■に経営移譲して経営移譲農業者年金を受給しておりましたが、■■■■■■■■■■がその農地の一部に農家住宅を建てられるということで、その時点で経営移譲を全部解約いたしまして、住宅のための農地転用許可が今年1月に許可されております。

そして、新たに今回、残りの農地を■■■■■■■■■■である後継者への再処分、再度の経営移譲をするものであり、このような手続きをして農業者年金基金へ報告すれば、経理上農業者年金の受給を停止することはないためでございます。

以上が、議案第16号の説明となります。

○議長（渡部 功会長） 続きまして、担当委員より調査結果の説明を求めます。

音金担当推進委員の星 昭正委員にお願いいたします。

○推進委員（星 昭正委員） はい。音金地区担当推進委員の星 昭正です。

8月12日午前10時より、湯田吉春農業委員と事務局、そして私と賃借人の■■■■■■■■■■立会いのもと、現地で調査を行ったところ事務局の説明のとおり相違ありませんでしたことを報告いたします。

○議長（渡部 功会長） ありがとうございます。これで調査結果の説明を終わります。

次に、農地法に基づく使用賃借権設定許可の検討事項についての説明を求

めます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） 使用賃借権設定許可事項ということでございますが、農地法第3条の許可申請にかかる基準につきましては、別紙資料としてその基準書を今回配布させていただいております。時間の都合上、説明の方は割愛させていただきますが、今回の議案第16号案件に関しましては、従前に許可されていたものの一部を除き、再申請があったものでございますので、こちらの問題はないかと思われまますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（渡部 功会長） ただいまの事務局説明、現地調査報告、農地法第3条の要件について質疑、ご意見等ございませんか。発言のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（渡部 功会長） それでは質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でございますので、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可するものと決定されましたので、申請を許可することといたします。

---

#### 日程第4 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（渡部 功会長） 続きまして日程第4、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についての件を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明をさせます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） （議案の朗読）

○局長（大竹浩二事務局長） それでは、ページ 10 をお開きください。

譲受人は [REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人は [REDACTED]、[REDACTED] であります。

本件は、売買による所有権移転の農地法第 3 条に基づく許可申請でございます。

申請事由は、従来、譲受人が譲渡人から賃借していたものを買取りにより所有権を移転するものでございます。

申請地は、[REDACTED]、地目が畑 389 m<sup>2</sup> であります。位置といたしましては、[REDACTED] の [REDACTED] となります。この空き家は、[REDACTED] 所有のものとなります。

以上が議案第 17 号の説明となります。

○議長（渡部 功会長） 続きまして、担当委員より調査結果の説明を求めます。

塩生担当推進委員の小山敏喜委員にお願いいたします。

○推進委員（小山敏喜委員） はい、議長。

それでは、塩生地区担当推進委員の小山敏喜ですが、第 3 条調査結果の説明を行います。

去る 8 月 12 日午後 1 時 30 分より、現地にて譲受人、[REDACTED] と地区農業委員の佐藤行正さん、事務局の立会いのもと調査したところ、事務局の説明したとおり相違ございません。

譲受人の [REDACTED] は、経営事業の拡大を図るための許可申請するものです。よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

○議長（渡部 功会長） ありがとうございました。これで調査結果の説明を終わります。

次に、農地法に基づく所有権移転設定許可の検討事項について説明を求めます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） では、許可事項について説明を申し上げます。

先ほどの別紙資料、農地法第 3 条許可申請ですので同様となります。例文

は割愛させていただきますが、譲受人、XXXXXXXXXXは、現在も当農地を耕作しておりまして、機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題はなく、地元との調和要件を阻害するような問題もなく、権利取得がなされるものであります。

また、不許可要件には該当しないことを報告いたします。

以上です。

○議長（渡部 功会長） ただいまの事務局説明、現地調査報告、農地法第3条の要件について質疑、ご意見等ございませんか。発言のある方は挙手を願います。ご質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（渡部 功会長） ご質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でございますので、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可するものと決定されましたので、申請を許可することといたします。

以上で、本定例総会の会議に付された案件は全て終了いたしましたので会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年8月定例総会を閉会といたします。

（午後1時54分）

農業委員会等に関する法律第33条の規定により署名する。

令和2年8月19日

下郷町農業委員会 会長

同 署名委員

同 署名委員